

福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取組み（見える化）

○ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算とは

従来の処遇改善に加えてキャリア（経験・技能）のある福祉・介護職員に対して、更なる処遇改善を行うもので、職場にて最低1人以上、キャリアのある職員の賃金を8万円以上アップさせるか、年収440万円以上にするというルールのもの

1. 賃金改善の対象となるグループ分け

- ・ **Aグループ** 経験・技能のある福祉人材（①+②）

要件：①介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士、サービス管理責任者、サービス提供責任者等の資格

②勤続年数（前歴経験年数を通算）10年以上

- ・ **Bグループ** Aグループ以外の福祉人材

- ・ **Cグループ** その他の職種（賃金が年額440万円超のものは対象外）

2. 配分比率

賃金改善平均額については、A：B：C＝4：2：1の配分比率

3. 支給時期・方法

年2回一時金として支給

○ 事業所別加算取得

事業所名	提供サービス	取得加算
白鳩学園育成館	施設入所支援、生活介護、就労継続支援B型、短期入所	特定加算(I) 1.9%
白鳩学園育英館	生活介護、就労継続支援B型	特定加算(I) 生活 1.4% 就B 2.0%
白鳩老人グループホーム	共同生活介護	特定加算(II) 2.3%

○ 具体的取組み内容

分類	内容
資質の向上	・働きながら介護福祉士等の取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する受講支援
労働環境・処遇の改善	・雇用管理改善のための管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実 ・子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実 ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気付きを踏まえた勤務環境やケア内容
その他	・非正規職員から正規職員への転換 ・地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上

